

## 大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

### 第1 開催日時

令和3年2月10日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 第3 テーマ

裁判手続等における秘匿情報の取扱い（個人情報保護）について

### 第4 出席委員（50音順）

#### 1 地方裁判所委員

梅田健史（家裁委員兼務），梅本圭一郎（家裁委員兼務），空閑直樹，佐藤誠一郎，末松広之（家裁委員兼務），仲摩典幸，原口祥彦，原田克美，村上健，山口直子

#### 2 家庭裁判所委員

磯尾俊明，小野貴美子，川井祐二，生野裕一

### 第5 議事内容

発言者（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

#### 1 委員長の選任及び委員長代理の指名等

地方裁判所委員会委員長及び家庭裁判所委員会委員長に梅本委員が選任され，地方裁判所委員会委員長代理として空閑委員が，家庭裁判所委員会委員長代理として磯尾委員がそれぞれ指名された。

#### 2 報告

前回の委員会（テーマ「裁判所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について」）での意見等を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について説明

◇ 宗教上の理由からアルコールを含んだ消毒剤を使用することができない方

があるので、手指消毒剤は、アルコール消毒液と次亜塩素酸水を併設している。

### 3 テーマについての説明

裁判所で取り扱う事件を刑事，民事，家事，少年の4つの種別に分け，それぞれの事件種別における秘匿情報の保護に関する特徴的な取扱いを，事例形式で説明

### 4 本日のテーマに関する意見交換

◇ 傍聴人が，本人や関係者を知っている場合に，傍聴人に，例えば，宣誓させるなどして，守秘義務や秘匿義務を課すことがあるのか。

また，裁判所が，申立てによらずに，秘匿が必要であるとの判断をすることがあるのか。

被告のハラスメントを原因とする訴訟の場合，被告側は秘匿を希望することが多いと思われるが，原告側が被告に社会的制裁を与えたいので秘匿を望まないという場合は，どのような取扱いをするのか。

● 傍聴人に守秘義務や秘匿義務を課すために，宣誓を行わせることはない。

そのため，外部に知られてはならない事項は，傍聴人に明らかにならないように審理の中で注意を払うことになる。

傍聴人が法廷の中で知った内容を拡散し，その結果，関係者に損害を与えることになれば，法的責任が生じることがあるかもしれないが，そういう事態でも裁判所として特別な対応をすることはない。

□ 法廷は公開が原則となっており，傍聴人が法廷で見聞きしたことを外で語られることについては，防ぎようがないのが現実である。

ただし，法廷での録音録画は，裁判官の訴訟指揮又は法廷警察権の行使として，禁ずることができる。

● 秘匿の申立てはないが，裁判所が秘匿することが相当だと考える場合について，例えば，刑事事件においては，秘匿制度が法定される以前から，起訴

状の氏名をそのまま読み上げるのが相当ではない場合には、仮名で読み上げることが、実務上の取扱いとして行われていた。そのため、秘匿の申立てがなければ、秘匿の措置と同様の措置ができないかといえ、そういうわけではない。しかし、この措置は、裁判所の訴訟指揮の問題になるため、一概にできるとは申し上げられない。

やはり、利害関係のある方の秘匿の申立てに対応することが、秘匿措置の本来のあるべき姿だと思う。

- 多くの方が秘匿を希望する事項で、裁判所としても秘匿をした方がいいと考える事項について、本人から秘匿の申立てがなされていない場合は、本人に秘匿の申立ての意向を確認することはある。
- ◆ 閲覧制限の申立てにおいて、DV事案やストーカー事案であれば、住所、氏名を開示しないようにしなくてはならないことは、すぐに思いつくが、例えば、セクハラ訴訟の原告側は、閲覧制限の申立てをしない場合もある。このような場合、被告側から、濡れ衣であり、訴えられたことを世間に知れたくないという理由で閲覧制限の申立てがあれば認められるのか。また、不貞行為で訴えられた被告が、同様の理由で閲覧制限の申立てをした場合はどうか。あるいは、子ども同士の喧嘩が原因で、相手の親に対して損害賠償請求した時に、クラスメイトでもあり、裁判していること自体を周囲に知られたくないというような場合の閲覧制限の申立ては認められるのか。
- 秘匿については、第三者に対する対応がどうあるべきかという問題と相手方当事者との関係でどうあるべきかという問題に分けることができるが、この場合は、第三者に対する対応がどうあるべきかという問題になると思う。第三者との間の秘匿は、裁判の公開と当事者の利益をどう考えるかが重要であり、結局、個別の事案によるので一概には申し上げられないが、最終的には、条文上の要件を満たすのかどうかという解釈の問題になると思う。プライバシーの侵害を理由に申し立てられれば、常にそれが認めら

れるかと言われれば，そういう安易なものではない。しかし，認めないことにより，不利益を被ってしまったり，重大な結果が生じてしまったりするので，簡単に判断することはできない。

◇ 報道機関としては，常にプライバシーを意識しているが，記事を書く際，氏名を掲載するかどうか悩むときがある。その判断をするために，裁判所の報道発表で氏名を伏せる場合は，その理由等を教えてもらえないだろうか。報道機関によって，氏名の公表の対応は分かれることがある。また，例えば，遺族等の中には，氏名を出したいという人もいる。インターネット社会になり，一方的に氏名が出ることもある時代ではあるが，報道機関も，氏名を出すことには日々悩んでいる。

□ 裁判所が保有する情報を，公にすることが難しいことがあることは理解していただきたい。

◆ 法廷前に掲示している開廷表をメモしている人がいる。メモは，何に使っているのか分からない。開廷表は，裁判の公開に資するものとして，掲示していると思う。裁判が終了した開廷表は意味がなくなっていると思うので，掲示方法に配慮があってもいいのではないか。

また，住民票の透かしに，自治体名やキャラクターが入っていたりして，マスキングによる住所の特定防止が非常に難しいことがある。可能な限り，特定ができないような措置を施すが，事案によっては，こういうことが書いてあるという事実の報告書に代えるなど，現物や写し以外で提出できる方法は執れないだろうか。推知される情報が，想定しづらいこともあるので，裁判所とも情報や認識を共有してやっていきたいと思っている。

□ 懸念されることは，その都度言うていただければ，裁判所としても極力柔軟に対応するようにしたい。

◆ 現在では，法律も整備され，個人情報保護されるようになった。捜査や訴訟においても，必要のない情報は，記載をなくしたりすることを意識

している。

◇ 家事事件において、調停委員は、住所を漏らさない努力を求められているような状況にあるのではないかと思うが、ついうっかり言うこともあるのではないか。それを防ぐためにも調停委員は、申立人等の住所を知らない状態で調停を進めることはできないのか。

● 家事調停の申立人から、避難先を知られたくないなどの理由で申立書に記載する住所について相談されたときに、弁護士に委任している場合は、弁護士事務所の住所を記載したり、実家の住所を記載したりすることを説明し、記録の中に現住所が出てこないようにしている。

また、家事調停を行う上で、様々な関係者が記録を共有することになるので、記録中で秘匿してもらいたい部分を関係者が共有できるよう、どこが秘匿にする部分か一覧表を作成し関係者全員が把握できるようにしている。

□ 秘匿しなくてはいけない情報を関係者で共有し、同じ認識を持って対応している。一度、情報が漏れると当事者への影響が大きいことから、いただいた意見も念頭に置きたいと思う。

## 第6 次回期日等について

### 1 テーマ

裁判所における広報活動について

### 2 場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 3 日時

令和3年9月16日（木）午後1時30分から